

だれでも判事、だれでも原告、だれでも被告

裁判ごっこ NEWS



1号(2023年7月10日)

発行・問い合わせ:「自由と人権」榎本(090-1884-5757)

1、事件の発端

2021年2月24日、「裁判ごっこ」なる集会チラシの公民館配置を依頼するため、原告・榎本（正確には、この時点ではまだ原告ではなかったが、便宜上このように表記する）が東大和市立中央公民館を訪れた。ところが当時の佐伯芳幸中央公民館長により、チラシの文言の書き換えを指示され、書き換えがなされないチラシの受け取りを拒否された。原告は書き換えの必要性もなく、その意思もないと館長に伝えたが、館長はあくまでも書き換えを要求し、その受領には至らなかった。

集会の期日が迫っていたこともあり、このままでは集会の周知もできないという状況に追い込まれた原告は、不本意ながらも館長の指示通りにチラシを書き換え、翌2月25日にこれを持参し、受け取ってもらえることとなった。原告はチラシの書き換えは納得して行ったものではないと通告、今後はしるべき対応をとるつもりであることを伝えた。

2、行政不服審査

原告は館長の対応が不当であるということで、その謝罪と処分（行政の応答処理をこう呼ぶ）の取り消しを求めて行政不服審査請求を申し立てた。同年10月8日付で出た結果は「却下」。いわゆる門前払いというヤツである。

もともと行政不服審査は、内輪による審査（市役所職員による審査であり、最終的には市長が断を下す）であり、初めから期待できるものではなかった。しかし、その運営、審査内容があまりにもずさんであり、行政審査請求自体の抜本的な改革が必要であると痛切に思った。

3、裁判

2021年12月21日、東京地裁立川支部に損害賠償請求訴訟を申し立てた。（原告の入院を挟んで）たった5回の口頭弁論の後、2022年12月22日に地裁は原告敗訴の判決を下した。内容もスカスカなら、分量もたった4枚という判決文であった。これを不当として、原告は2023年1月4日に東京高裁に控訴した。そして同年5月17日、高裁は地裁判決を変更し、被告の行政手続法第7条違反を認め、国家賠償法第1条1項による損害賠償を東大和市に命じる判決を下した。控訴期限の5月31日までに原告・被告とも控訴しなかったために、高裁の判決が確定した。

4、市長の対応

この判決により、佐伯中央公民館長（当時）の違法行為が認定されたということは、市にとってただちに対応すべき重大な事態である。損害賠償金を払えばそれですべてが収まるというものではない。違法行為をはたらいた職員の責任はその任命権者である市長にあり、その意味で市長自らこれにあたらないといけない。しかるに、事態はそれと全く逆の展開を見せている。

原告からの再三の面談要請にもかかわらず、これに応じないばかりか、伊藤智中央公民館長（現任者）に命じて、原告に賠償金支払いのための依頼を一方的に寄こしたのみである。

これでは、順序が全く反対ではないか。まずは面談し、謝罪、その後に賠償に入というのが世の常識というものである。こんなことすらわからない者が市長であったとは情けない限りである。

【裏面に続く】

5、東京高裁判決文（確定判決）

東大和市立中央公民館に原告が持ち込んだ書き換え前のチラシについて、判決では次のように述べている。「公民館において実際の裁判が行われることを案内するものではないことは誰の目にも明らかである」（同判決 4 頁）、とし、公民館の管理業務に支障を生じさせるという被告の主張を否定している。また、チラシの書き換えは原告の納得を得たものであるという被告の陳述も「採用し難い」（8 頁）として退けられている。そのうえで、館長は本件チラシの掲示申請を審理して応答すべきであったにもかかわらず、これ受領をしなかったことは行政手続法第 7 条違反にあたり、原告は「本件チラシの掲示が認められないため、やむなく本件記載部分を修正した」ために「精神的苦痛を被ったと認められる」（いずれも 9 頁）とし、国家賠償法第 1 条 1 項により被告東大和市に損害賠償責任があると明示している。

6、市長答弁の 2 つの問題点

ところが東大和市長はこの判決を歪曲し、2023 年東大和市第 2 回定例会の 6 月 15 日、共産党尾崎利一市議の代表質問に対する答弁で次のように述べている。

「本件裁判につきましては、一審で市側勝訴、二審で市側一部敗訴となり、裁判所でさえ判断が分かれる事案でありました。」（姑息なことに、「一部」の部分を強調した言い回しとなっている。※録音参照）

和地市長の問題答弁はこちらから聞くことができる



この発言には二つの誤りがある。

ひとつは一審と二審を同等に比較し、「裁判所でさえ判断が分かれた」としていることである。そもそも下級審と上級審を同等に列挙すること自体が誤りであって、高裁判決によって被告勝訴の地裁判決が否定されたという事実が重要なのである。つまり、地裁判決はすでに否定されたもので無価値なのであり、無価値なものを確定判決と引き比べるのがナンセンスと言わねばならない。

もうひとつは「一部敗訴」としていること。これは事実と大きく異なる

被告東大和市にとってポイントがあるとすれば、賠償金額が 10 万円から 1 万円に減額されたということと、訴訟費用が 1/10 で済んだということぐらいである。とはいえ、地裁判決では訴訟費用を原告負担としていたのだから、被告にとって高裁判決は一步後退したものとなっている。

しかしこれらのことは些末なことである。判決の最大のキモは行政上の違法行為があったかということ、そのことにより損害賠償を裁判所が認めたということである。その点でいえば被告東大和市にとって「全面敗訴」と言えるほどの内容である。

7、「適切な運営」？

東大和市長がこのような認識でいる以上、あとに続く答弁「この判決を真摯に受け止め、公民館の適切な運営に一層努めてまいります」も中身の無い、ただのカラダ答弁のように聞こえる。事実、この件に関して市長が再発防止対策を具体的に指示をしたという話は聞こえてこず、その予定も表明していない。

判決後市長が行ったのは、賠償金支払いのための請求手続きを、伊藤中央公民館長を通して依頼してきただけである。しかも、原告による再三の面談要請に応えることもなくである。

これが地方行政のトップに立つ者の「適切な」姿であろうか。

8、本当の再発防止策は、謝罪→処分→公表である

市長が再発防止に本気で取り組む気があるのなら、以下の対処は必須である。①違法な行政処理による被害者への早急な謝罪、②違法な処理を行った（任命権者である市長を含む）者への処分と指導、③これら一連の事実を包み隠すことなく、市民や市職員につまびらかに公開する。

7 月 10 日現在、上記処理は全く行われていない。